

※本公募は、令和8年度当初予算の成立が前提となるものです。  
このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

# 令和8年度熊本市就農スタートアップ支援事業公募要領

令和8年（2026年）2月26日

## 1 はじめに

熊本市では、新規就農者の営農定着、経営発展に必要な農業用施設、機械の導入を支援することで、農業の担い手を確保し、将来にわたって地域農業が持続的に発展することを目的に「熊本市就農スタートアップ支援事業」を公募します。支援の対象となる新規就農者等、要件及び応募の手続については、この要領をご覧の上、必要な書類を公募期間内に提出してください。

## 2 公募期間

令和8年（2026年）4月1日（水）～4月30日（木）

## 3 補助金の対象となる者（事業実施主体）の要件

以下の（1）から（4）のいずれかに該当し、（5）を満たす者としてします。

- （1）熊本市に住所を有する認定新規就農者
- （2）熊本市から認定を受けた認定新規就農者
- （3）熊本市に住所を有し、令和3年4月1日以降に就農した独立自営を営む認定農業者
- （4）熊本市に住所を有し、3親等以内の親族でかつ令和3年4月1日以降に就農した後継者をもつ認定農業者
- （5）熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

## 4 事業内容

農業用施設・機械の導入に対する補助

詳細は、別表1「事業内容」（5ページ）をご覧ください。

## 5 応募書類

応募に必要な書類は、以下のとおりです。

- （1）熊本市就農スタートアップ支援事業応募に関する書類の提出について  
・・・様式第1号
- （2）熊本市就農スタートアップ支援事業計画書
  - ア 独立自営就農支援（3（1）～（3）に該当する申請者）・・・様式第2-1号
  - イ 親元就農支援（3（4）に該当する申請者）・・・様式第2-2号

※(1)・(2)の様式は熊本市ホームページからダウンロードすることができます。



(3) 添付書類

- ① 見積書等事業費の積算がわかる資料、規模決定根拠がわかる資料
- ② カタログ、現況が分かる写真等
- ③ 事業実施箇所の位置図、平面図、断面図、構造図等
- ④ 誓約書兼同意書（別添資料）
- ⑤ 3(2)（親元就農支援）に該当する申請者は親元就農者の就農期日が分かる資料の写し
- ⑥ その他必要と認める資料

6 応募書類の提出について

- (1) 応募者の居住する地域を所管する各農業振興センター農業振興課等（下記参照）に申請者本人が来所して提出してください。

**【受付日時】**

令和8年4月1日（水）～4月30日（木）の土日及び祝日を除く開庁日  
午前8時30分～午後5時

**【応募書類の提出先】**

- 東・中央区にお住まいの方  
北東部農業振興センター東農業振興課  
熊本市東区錦ヶ丘1-1（東部まちづくりセンター隣）☎096-367-9137
- 北区にお住まいの方  
北東部農業振興センター農業振興課  
熊本市北区植木町岩野238-1（北区役所内）☎096-272-1117
- 西・南区にお住まいの方  
西南部農業振興センター農業振興課  
熊本市西区小島2丁目7-1（西区役所内）☎096-329-1158

- (2) 受付時に、誓約書兼同意書について本人確認をいたしますので、運転免許証、マイナンバーカード、保険証のいずれかをご持参ください。
- (3) 郵送、ファクシミリまたは電子メールでの提出は受け付けません。
- (4) 提出された応募書類は、秘密保持には十分配慮することとし、審査以外には無断で使用いたしません。
- (5) 提出期限  
令和8年（2026年）4月30日（木）午後5時まで（必着）
- (6) 提出にあたっての留意事項
- ① 提出部数は1部です。

- ② 必要に応じて、受付時または後日に事業計画や営農状況等についてヒアリングを行います。
- ③ 応募書類は、原則として提出期限を過ぎてからの資料の追加や差し替えは不可とし、返却いたしませんのでご了承ください。
- ④ 採択要件等を満たさない場合や応募書類に虚偽の記載があった場合は、補助の対象となりません。

## 7 補助金の対象となる経費及び補助金の額

- (1) 補助の対象となる経費は、農業用施設及び機械の導入に要する経費（消費税相当額を除く）です。
- (2) 補助金は、予算の範囲内での交付となります。
- (3) 補助金額については、補助対象経費等の精査により決定するため、申請額より減額されることがあります。
- (4) 導入する施設または機械の付属品は、施設・機械の使用に必要なもの（消耗品を除く）で、かつ使用にあたり必要最小限の数量を対象とします。

## 8 補助金の対象とならない経費

- (1) 補助金の交付決定前に支出される経費  
※ 補助金の交付決定前に施設工事や機械購入の契約・発注をした場合は補助金の対象となりません。
- (2) 事業費が20万円未満の施設・機械の導入に要する経費
- (3) 搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダ、バックホ、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い施設・機械の導入整備に要する経費
- (4) 中古の施設・機械である場合には、中古資産耐用年数が2年未満のもの導入整備に要する経費
- (5) 施設または機械導入に伴うレンタル料、リース料、登録料等の経費
- (6) ネットワーク通信料、クラウド利用料等の情報通信に伴う経費
- (7) 振込手数料

## 9 事業の審査について

- (1) 事業の審査は、別紙「熊本市就農スタートアップ支援事業評価基準」に基づき行い、点数の高い順に、予算の範囲内で採択事業を選定します。
- (2) 審査の結果は、審査終了後、速やかに全ての応募者に対して通知します。  
採択の通知については、応募した事業が採択となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続きを経て正式に決定されます。  
なお、審査内容については非公開とし、審査の経過や結果等に関するお問い合わせにはお答えできません。あらかじめご了承ください。

## 10 補助金の申請に必要な手続等

- (1) 事業が採択された方には、採択通知とあわせて補助金交付の手続きについて、文書でご案内しますので、指定された期限までに補助金等交付申請書等を提出してください。
- (2) 補助金の交付決定後に以下の事項が生じた場合は、速やかに、補助事業等計画変更申請書を提出していただき、その承認を受ける必要があります。提出された申請書に基づき補助金額の変更を通知します。
  - ① 施工箇所または設置場所の変更
  - ② 事業費の20%を超える増額または減額  
(ただし、補助金額の変更がない場合は計画変更の承認の必要はありません。)

## 11 補助金の交付について

- (1) 事業が完了したら、竣工検査や事業実績報告などの手続が必要となります。補助金は、竣工検査や提出された実績報告書等について審査し、額を確定した後支払われます。
- (2) 補助金の支払い方法は、事業終了後の精算払いを原則とします。  
ただし、事業実施主体から要望があり、事業遂行上必要と認められる場合に限り、概算払いを受けることができます。
- (3) 補助金執行の適正性の確保のために、施工業者への事業費の支払いは、原則、口座振込で行ってください。  
※支払い後、振込を行ったことが確認できる書類（振込明細書、口座引き落としの場合は銀行預金通帳の写し等）を提出してください。

## 12 その他留意事項

- (1) 事業は、原則として令和9年3月10日（水）までの完了（竣工及び事業費の支払いを含む）が条件となります。ご留意の上、応募願います。
- (2) 補助対象経費を同一とする取組について、他の補助事業（農林水産省や熊本県等の補助事業）への申請を行うことは差し支えありませんが、他の補助事業と重複して補助金を受けることはできません。他の補助事業の採択が決定された場合は、速やかに報告してください。
- (3) 事業で取得した財産については、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ってください。
- (4) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定める期間内で、事業により導入した施設機械等を、処分（譲渡・交換・貸し付け等）をするときは市長の承認が必要です。  
また、法定耐用年数を経過した中古の施設・機械を導入した場合において、販売店による保証期間内に処分するときも同様に、市長の承認が必要です。

※ 必ず事前に各農業振興課までご相談ください。

(5) 熊本市補助金等交付規則に違反した場合は、補助金の全部又は一部について返還を求めることがあります。

(6) 事業の実施にあたり、市から調査、照会等をする場合があります。また、採択事業については、事業の概要等について、市のホームページ等での公表、新聞等への掲載、関係機関への資料提供等を行う場合があります。

別表 1

事業内容

事業区分	事業実施主体	補助対象	左の説明	補助率
1. 独立自 営就農者 支援	(1)熊本市に住 所を有する認 定新規就農者  (2)熊本市か ら認定を受け た認定新規就 農者  (3)熊本市に住 所を有し、令和 3年4月1日 以降に就農し た独立自営を 営む認定農業 者	(1)農業用施設  (2)農業用機械	①事業実施主体が自らの経営においてそれらを使用するものであること。 ②導入整備等の内容ごとに事業費が20万円以上であること。 ③事業の対象となる施設・機械等（中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。）が中古施設・機械等である場合には、事業費が20万円以上であり、かつ、適正と認める価格で取得されるものであること。 ④施設・機械等の購入先の選定に当たっては、見積り徴取等により、事業費の低減に向けた取組が行われていること。 ⑤事業の対象となる施設・機械等は、法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。  ただし、事業の対象となる施設・機械等が中古の施設・機械等である場合には、上記に加え、中古資産耐用年数が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年以上の保証があるものに限る。） ⑥搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダ、バックホ、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。	1 / 2 以内 （消費税相当額を除く） 、補助額の上 限を 1,000千 円とする。
2. 親元就 農者支援	(1) 3親等以内 の親族でかつ 就農から5年 以内の後継者 を持つ認定農 業者			

別表2（第7条関係）  
評価基準

評 価 項 目		点 数
I 事業計画	① 経営における現状の課題および事業の目的	5点まで
	② 期待される効果および施設・機械の運営	5点まで
	③ 事業規模および事業量の適正さ	5点まで
	④ 施設・機械等の代替として同種・同能力等のものを再度整備しない	2点
II 事業実施主体	⑤ 独立自営を営む就農から5年以内の認定新規就農者	2点
	⑥ 独立自営を営む就農から5年以内の認定農業者	2点
	⑦ 農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている	1点
	⑧ みどり認定を受けている	1点
	⑨ 農業に関する研修会及び交流会等に参加している	1点
IV地域重点取組	⑩ 農業振興センターによる順位付けに基づく評価	5点まで
各評価項目の合計		27点まで

**【応募に関するご相談・お問い合わせ】**

○北・東・中央区にお住まいの方

北東部農業振興センター農業振興課

熊本市北区植木町岩野 238-1（北区役所内） ☎096-272-1117

○西・南区にお住まいの方

西南部農業振興センター農業振興課

熊本市西区小島2丁目7-1（西区役所内） ☎096-329-1158

**【事業に関するお問い合わせ】**

農業支援課 熊本市中央区手取本町 1-1 ☎096-328-2384